

厚生労働大臣が定める揭示事項

令和 6 年 7 月 1 日現在

I.当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

[医療機関名]

永平寺町立在宅訪問診療所

[取扱指定保険]

・生活保護法に基づく指定医療機関	指定日 令和 元年 8月 1日
・難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関	指定日 令和 元年 8月 1日
・児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関	指定日 令和 元年 8月 1日
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）	指定日 令和 元年 8月 1日

[管理者氏名]

所 長 楠 川 加津子

[診療科]

内 科

[診療時間]

外 来 月・火・水・木・金曜日 8：40～11：20

訪問診療 月・火・水・木・金曜日 13：00～17：00

[休診日]

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

当診療所は、**敷地内全面禁煙**です。

II. 「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当診療所では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計の窓口にてその旨をお申し出下さい。

Ⅲ.当診療所は、下記について近畿厚生局長に届出を行っています。

1) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◎がん性疼痛緩和指導管理料
- ◎別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ◎在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◎在宅がん医療総合診療料
- ◎ニコチン依存症管理料
- ◎検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◎別添1の「第9」の2の(4)に規定する在宅療養実績加算1
- ◎外来感染対策向上加算
- ◎こころの連携指導料（Ⅰ）
- ◎外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

Ⅵ.保険外負担に関して

◎訪問診療等自動車使用料（1回につき） 300 円

◎訪問看護用自動車使用料（1か月につき） 300 円

◎死体検案処置料（1体につき） 10,000 円

◎診断書料等（1通につき）

普通診断書 2,000 円 特殊診断書 4,000 円 死亡診断書 3,000 円

その他診断書 4,000 円 一般証明書 1,500 円 特殊証明書 3,000 円

死体検案書 5,000 円

◎健康診断料 10,000 円

（基本項目・尿検査・胸部 X 線・血液検査（7 項目）・貧血検査・心電図）

◎診療情報の提供に係る料金

診療録等複写料（電子複写式、白黒） 1 枚につき 18 円

診療録等複写料（電子複写式、カラー） 1 枚につき 100 円

デジタルメディア（デジタル画像等）作成料 電子媒体 1 枚につき 1,000 円

* 消費税相当額を別途加算します。